

環 循 適 発 第 2007313号

令 和 2 年 7 月 31日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課長

（公 印 省 略）

災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、別紙「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたので、貴管内市町村等に周知されるようお願いする。

## 別紙

### 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

#### 第1 通則

災害等廃棄物処理事業については、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領の制定について」（平成28年1月26日環廃対発第1601263号環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）（以下「実施要領」という。）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

#### 第2 補助対象となる事業内容

##### 1. ごみ処理

① 災害等により生じた災害廃棄物の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、生活環境保全上の支障により災害廃棄物を市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が実施主体となって処理する事業を含む。）であって、民間事業者及び地方公共団体への委託を含むものとする。

② 災害等により、市町村が解体の必要があると判断した損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。

なお、本事業については、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するものに限る。）、事業所等（中小企業者が所有するものに限る。）を対象とする。

##### 2. し尿処理

災害等により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。

#### 第3 補助対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

なお、経費の算出にあたっては、別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「損壊家屋等の解体工事費の算定基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。本取扱いにより算出できない又は算出することが適当でない場合においては、合理的な基準に基づき積算された単価・数量を適用することを妨げない。

##### 1. 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

## 2. 借上料

ごみ処理にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料

し尿処理にあつてはバキューム車、し尿運搬船等の借上料

## 3. 燃料費

ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

## 4. 機械器具修繕費

ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費。また、市町村が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。

## 5. 薬品費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等

## 6. 道路整備費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

## 7. 手数料

ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

## 8. 委託料

ごみ処理、し尿処理について、災害等により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）

なお、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあつては、諸経費、消費税等相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

### ① 解体工事費

ごみ処理に係るもので、損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））の解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

（ア）地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）

（イ）門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

（ウ）擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。

### ② 仮設工事費

ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

### ③ 運搬費

ごみ処理にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

④ 処理・処分費

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）

⑤ 諸経費

以下に掲げる業務に必要な諸経費（共通仮設費（率計上分に限る）、現場管理費及び一般管理費等をいう。）。

（ア）解体工事

解体工事にかかる委託業務に要する額の15%の範囲内とする。

（イ）仮置場及び土砂混じりがれき

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の15%の範囲内とする。

ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。

第4. 補助対象から除外される経費及び事業

1. 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあつては80万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては40万円未満のもの
2. 通常時に排出されると見込まれる生活系のごみ処理事業に要する経費
3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われる消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布
4. ごみ又はし尿の処理を自らが設置する施設において実施した場合は、当該処理に要した費用。ただし、市町村が設置する施設又は市町村からの委託による処理を実施する施設についてはこの限りではない。
5. 国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業
6. 自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業
7. 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
  - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
  - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
  - ③ 修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
  - ④ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事
  - ⑤ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体工事

## 第5. その他

その他、本取扱いに定める以外のものについては、必要に応じて別途定める。

## 別紙

### 廃棄物処理費の算定基準

#### 1. 適用範囲

廃棄物処理に係る主要な経費(収集費、現場から仮置場まで及び仮置場からの積出しの運搬費、中間処理費、最終処分費)の算出に当たっては、本基準によることとする。

#### 2. 算出基準

廃棄物処理に係る主要な経費の算出は次頁の表により行う。

#### 3. 廃棄物処理費

廃棄物処理に係る主要な経費の額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表 廃棄物処理費

項目	算出式	備 考
<p>収集費 (運搬費の一環)</p>	<p>収集費＝収集に係る費用で、県又は市町村の単価・歩掛により必要最小限の積み上げ額（労務費については、公共工事設計労務単価（国土交通省、農林水産省）も参照。）</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価</p>
<p>運搬費 (現場から仮置場) (仮置場からの積出し)</p>	<p>以下の運搬費単価をもとにダンプトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。          運搬費（円/m<sup>3</sup>）＝A/Q  <math display="block">Q = (60 \times q \times E) / C_m</math> <math display="block">C_m = \beta L + \alpha</math> <math display="block">C_m = (60/V) \times L + \alpha</math> <math display="block">\beta = (60/V)</math> </p> <p>〔 A：ダンプ1時間当たりの経費（円/時）          Q：1時間当たりの運搬土量（m<sup>3</sup>/時）          Q：1時間当たりの運搬量（m<sup>3</sup>/時）          q：1台あたりの積載量（m<sup>3</sup>）          E：係数（0.9）          C<sub>m</sub>：積込み、運搬、積下しに要する時間（分）          β：運搬1km当たりの所要時間（分/km）          V：運搬速度（km/時）          L：運搬距離（往復：km）          α：積込等による待ち時間（分）</p> <p>(参考)          ○1台当たりの積載量（q）          2tダンプトラック＝3.1m<sup>3</sup>（木質系）、1.6m<sup>3</sup>（ガラ系）          4tダンプトラック＝4.6m<sup>3</sup>（木質系）、2.5m<sup>3</sup>（ガラ系）          10tダンプトラック＝10.0m<sup>3</sup>（木質系）、6.6m<sup>3</sup>（ガラ系）</p>	<p>（一財）建設物価調査会）、積算資料（（一財）経済調査会）等の公表資料を参照（単価がない場合は3者以上の見積もりを基本）</p>
<p>中間処理費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>中間処理費＝F×G          〔 F：廃棄物重量（t）          G：1t当たりの処理費（円/t）（県又は市町村の単価による）</p>	<p>○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照（単価がない場合は3者以上の見積もりを基本）</p>
<p>最終処分費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>最終処分費＝H×I          〔 H：廃棄物体積（m<sup>3</sup>）          I：1m<sup>3</sup>当たりの処理費（円/m<sup>3</sup>）（県又は市町村の単価による）</p>	<p>○安定型処分場及び管理型処分場における最終処分の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照（単価がない場合は3者以上の見積もりを基本）</p>

項目	算出式	備考
減価償却費相当額	$\text{減価償却費相当額} = (J - K) / L \times M$ <p>J：施設建設に要した費用のうち、廃棄物処理施設整備費 国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金（以下「交付金等」という。）の交付対象となった経費（円）</p> <p>K：国からの支援額のうち、施設建設に要した費用（J） に係る交付金等の交付額及び交付税相当額（円）</p> <p>L：当該施設の計画処理総量（t 又はm<sup>3</sup>）</p> <p>M：今回処理量（t 又はm<sup>3</sup>）</p>	
消費税等相当額	消費税法及び地方税法等の規定に基づき算出した額とする	



## 損壊家屋等の解体工事費の算定基準

### 1. 適用範囲

損壊した木造家屋、鉄筋コンクリート製建物(RC)の解体工事費及び解体工事に伴う仮置場までの運搬費の算出に当たっては、本基準によることとする。

### 2. 算出基準

解体費の算出は表1(木造)及び表2(RC)により行い、解体工事に伴う運搬費の算出は表3により行う。

### 3. 算出額

解体工事費(解体工事に伴う運搬費を含む)の $1\text{m}^3$ あたりの額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表1 解体費(木造)

(単位:円)

項目	算出式	適用
解体工事費	解体工事費 $= (A \times \alpha + B \times \beta) \div 1.051$ $\times \text{延べ床面積}(\text{m}^2)$ A: 手解体費(円/ $\text{m}^2$ ) B: 機械解体費(円/ $\text{m}^2$ ) $\alpha$ : 手解体の割合 $\beta$ : 機械解体の割合 $\alpha + \beta = 1$	○手解体費及び機械解体費は、建設物価等による。  ○ $\alpha$ と $\beta$ の割合が不明の場合は $\alpha \leq 1/3$ の割合を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費=(解体工事費+仮設工事費) $\times 0.15$ 以内	
消費税等相当額	消費税法及び地方税法等の規定に基づき算出した額とする	
解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税等相当額		

表2 解体費(RC)

(単位:円)

項目	算出式	適用
解体工事費	解体工事費 $= \{(A \times \alpha) + (B \times \beta)\} \times C \div 1.051 \times \text{延べ床面積} (\text{m}^2)$ A:大型ブレーカー使用費 (円/m <sup>3</sup> ) B:ハンドブレーカー使用費 (円/m <sup>3</sup> ) α:大型ブレーカーの割合 β:ハンドブレーカーの割合 $\alpha + \beta = 1$ C:単位面積当たりのガラ発生量 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )	○大型ブレーカー又はハンドブレーカーによる解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα≧4/5の割合を標準とする。 ○Cが不明の場合は、C=0.832(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員、防塵シート、足場掛け等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費=(解体工事費+仮設工事費)×0.15以内	
消費税等相当額	消費税法及び地方税法等の規定に基づき算出した額とする	
解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税等相当額		

表3 解体工事に伴う運搬費(木造及びRC)

(単位:円)

項目	算出式	備考
解体工事費	<p>運搬費(円) = (A/Q) × C × 延べ床面積 (m<sup>2</sup>)</p> <p>A : ダンプ1時間当たりの経費 (円/時)  Q : 1時間当たりの運搬土量 (m<sup>3</sup>/時)  C : 単位面積当たりのがれき発生量 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)  <math>Q = (60 \times q \times f \times E) / C_m</math></p> <p>Q : 1時間当たりの運搬土量 (m<sup>3</sup>/時)  q × f : 1台あたりの積載土量  E : 係数 (0.9)  C<sub>m</sub> : 積込み、運搬、積下しに要する時間 (分)  = βL + α  = (60/V) × L + α  β : 運搬1km当たりの所要時間 (分)  = (60/V)  V : 運搬速度 (km/時)  L : 運搬距離 (往復: km)  α : 積込等による待ち時間 (分)</p> <p>注) 路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。</p> <p>(参考)</p> <p>○ダンプ経費  2tダンプトラック1時間当たりの経費=4,324 (円/時)  4tダンプトラック1時間当たりの経費=5,094 (円/時)  10tダンプトラック1時間当たりの経費=8,659 (円/時)</p> <p>○がれき発生量  木造=木質系0.47 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)  〃=ガラ系0.34 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)  RC=ガラ系0.832 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)</p> <p>○1台当たりの積載量 (q × f)  2tダンプトラック=3.1m<sup>3</sup> (木質系)、1.6m<sup>3</sup> (ガラ系)  4tダンプトラック=4.6m<sup>3</sup> (木質系)、2.5m<sup>3</sup> (ガラ系)  10tダンプトラック=10.0m<sup>3</sup> (木質系)、6.6m<sup>3</sup> (ガラ系)</p> <p>○V ≥ 6km/時(交通渋滞の解消策を図り、できる限りV ≥ 10とする)</p> <p>○α ≤ 16分</p>	○算出式に用いる係数を各市町村で設定していない場合は、参考欄に示す値を標準とする。
諸経費	諸経費率15%以内 諸経費 = 運搬費 × 0.15以内	
消費税等相当額	消費税法及び地方税法等の規定に基づき算出した額とする	
解体工事に伴う運搬費 = 運搬費 + 諸経費 + 消費税等相当額		